

(第十三部)

第五回 参議院運輸委員會會議錄第二十二号

(三六九)

昭和二十四年五月十九日木曜日午前十時四十七分開会

本日の会議に付した事件

○海運管理令の延期に関する件

○海上運送法案(内閣送付)

○委員長(板谷顯助君) これより会議を開きます。秋山政府委員より発言を求められます。

○政府委員(秋山龍君) 一言御報告を申したいのでございます。

船舶運賃の根拠法規でございます。海運管理令は、今月の末日を以ちまして一応有効期限が満了することになつておるのでございますが、その後諸般の情勢を見ますのに、依然船舶運賃を存置する必要があると認められまして、過日閣議におきまして御手許に差上げておきましたような政令を決定いたしました。大体来る二十三日頃公布の予定でございます。本政令によりますと、海運管理令の有効期間を更に六月延長いたしました。十一月三十日まで有効とする、かように決定いたしました次第でございます。本件につきましては従来いろいろ御審査を煩わしておる次第でございますが、海運航体制のうちの最も重要な部分であります。四月一日より実施いたしました。何らのトラブルもなく、又その後の運輸成績も予想以上に良好なものがございまして、これを併せて御報告申し上げる次第でございます。

○委員長(板谷顯助君) 只今の海運管

理令の延期については御承認を得ることにいたしました。と存じます。

○委員長(板谷顯助君) それから尚この際海上運送法案を議題といたしました。政府委員から大体の御説明を願います。

○政府委員(秋山龍君) 海上運送法案につきまして大臣より提案理由を説明いたしました。この法案の理由を御説明申し上げます。海上運送に關し、従来全く法規の欠けるべきものがございまして、事らわゆる行政指導を以て行政を行なつて参つたのでございます。最近國家行政組織法の施行並びに運輸省設置法の制定に伴ひまして、あらゆる行政はすべて法律に基くことを必要とするに至つたのでございまして、この運輸省設置法と視み合せまして本法を立案いたして参つたのでございます。本法の規定いたしました対象といたしましては、船舶運賃に關する事業を中心としたもので、これに船舶賃渡業、海上運送取扱業、海運仲立業、海運代理店業、檢数業、鑑定業及び檢査業といふような、船舶の運輸に附帯いたします事業を規定の対象といたしたのでございます。船舶運輸事業には大体二つございまして、いわゆる定期航路運輸事業と不定期航路運輸事業と二つあるものでございます。そのうち、定期航路事業に關する鉄道でありますとか、或いはバスでありますとかというように、民衆の日常生活に極めて緊密に關係いたしております。これを單なる私企業の勝手な経営に委せるといふことは困難でございます。一面これが運輸の確保を公益的見地から強制いたしますと共、半面これが経営につきましては、その経営者の数というような方面からこれを規制いたしまして、運輸事業の存立の基礎を確実にしてやる必要がございまして、又どうしてもその業者が運輸が困難であります場合には、積極的に補助金を交付いたしましても、これが運輸を確保してやるといふ必要があるわけでございます。従ひましてこの定期運輸事業にありましては、当初よりその事業を免許事業といたしまして、その免許のやり方、或いは免許されざる条件、或いはその行います事業の内容といたしたもの公益的見地から規制いたしたといふのが第一のグループでございます。併しその他の海運事業、いわゆる不定期航路事業につきましては、これは特に我が國の海運は四面環海の地理的狀況から見ても、單に沿岸だけでではなく、廣く海外より輸入又は輸出いたします物資を運送する。それにはやはり相手方の諸外國の事情等もございまして、又元來海洋が自由である原則からいたしまして、やはり自由なる運輸体制を採らなければならぬと存する次第でございます。従ひまして本法におきましては、この部分に對しましてはできるだけ國家的な

規正、干渉をなさないことにいたしました。ただその存在が一体どういふものがどういふふうに動いてるかといふことを知つて置きますことは、行政を進めようとする上におきまして適時必要な施策を講ずる上において絶対に必要でございますので、大体その必要に應ずる程度の権限を運輸大臣に設定する、こういうような考え方を採つておるのでございます。で先程船舶賃渡業以下読み上げました海運に附随する諸業につきましては、これまたその事業の性質上非常な干渉を加える必要はございせん。自由に潤澤なる發展を期すべき事柄であると思ひますので、従ひましてこれに對しましては、大体不定期航路事業において採用いたしましたいろいろの原則をそのまま適用いたすことにいたしましたのであります。併しながらかその中に檢数、鑑定及び檢査といふ仕事は、その機能はやや公共的な機能を持つておりますので、これらの業者につきましては一定の資格條件を認めると共に、登録制を設けまして、取引の実体的な安全を最小限度において確保したい。かような建前を採つたのであります。尚不定期航路事業にとりましては、今後我が國の海運が國際社會に復歸を許されまする場合を想定いたしまして、これに必要な、例えば船舶の規格につきましては、船級協會の船級を取得することを勧告ができるというような事柄でありまして、或いは自由であります。海洋における海上運送事業に世界的慣行

として行われております海運同盟といふもの、これは現在施行されております独占禁止に關する法律、或いは事業者団体法といふものによりましては全然禁止されておるのでございまして、世界的な慣行であります。これらの事業を我が國に限り絕對的に禁止するといふのでは、我が國の海運の國際關係に復歸する場合にも支障がございまして、これを独占禁止法の適用法なる……、特に不当な目的、例えば非常な独占を來すとか、或いは特にな場合を除きまして、海運同盟を独占禁止法、或いは事業者団体法の適用除外にいたしまして、これが圓滿な又發達を期したい、かような條文でありまして、或いは海上取引におきましては、諸外國より我が國の海運事業に對して非難のありました、不当な競争といふような事柄につきましては、一定の基本的な考え方を規定いたしまして、そういうような不当な競争を避けるというような事柄をも規定いたしました。これによりまして將來我が國の海運が國際社會に復歸すること、これを許されしる場合に備へるというような若干の事項を規定した次第でございます。これが大体の海上運送法の立て方でございますが、会期迫の折柄、かような大部なものを提出いたしました。皆様に誠に御迷惑を掛けておりますことは恐縮に存する次第でございます。併しながらか本法は一年半ばかり

り前から研究に着手いたしておりまして、十二月頃には凡そ案ができておつたのでございますが、その後運輸省設置法を立案制定されることになりました。これとの関係上脱み合せを必要とする條項が沢山ござりましたために、運輸省設置法が決まりまするまで、提案の運びに至りませなんだような事情でございまして、私共としましては、本當に責任を感じておるのでございまして、事柄の緊急性並びに必要性に鑑みまして、何とぞ御審議下さいまして、御可決下さらんことを切に希望いたす次第でございます。

○委員長(榎谷順助君) それではこれで速記を止めて……。

午前十一時零分速記中止

午前十一時三十一分速記開始

○委員長(榎谷順助君) 速記を始め。それでは本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 榎谷 順助君

理事

小泉 秀吉君

小野 哲君

丹羽 五郎君

委員

大隅 憲君

橋本萬右衛門君

前之園喜一郎君

飯田精太郎君

結城 安次君

政府委員

運輸事務官(海運総局長官)

秋山 龍君

昭和二十四年六月三日印刷

昭和二十四年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局